



# AI発明の新技術、特許と認めず 東京地裁「人間に限定」

22161274 川向癒雨

# 概要

人工知能（AI）が発明した新技術が特許として認められるかどうか争点となった訴訟があり、東京地裁は16日、知的財産基本法などに照らし「発明者は人間に限られる」として、米国籍の出願者の請求を棄却する判決を言い渡した。

中島基至裁判長は一方で、現行法の制定時にAIの発達が想定されていなかったとし、国民的議論で新たな制度設計をすることが相当だと発言した。

# 概要

出願者は数年前に、発明者を「ダバス、本発明を自律的に発明した人工知能」と記載し、特定装置に関する特許を出願。特許庁は「発明者として記載できるのは人に限られる」として修正を命じたが応じなかったため、出願を却下した。

ダバスとは、DABUS(Device for the Autonomous Bootstrapping of Unified Sentience (統合知覚力の自律ブートストラップデバイス))の略語。スティーブン・ターラー博士によって開発された。

## コメント

- 仮にAIによる生成物に著作権や特許を受ける権利の発生を認めた場合、AIによる生成物の知的財産権の権利者は誰なのか？（AI開発者？AIに指示を与えた人？AIに法的人格でも認めるの？）
- AIには人格、人権は無いので、この判決は現時点では妥当

## 感想

- 今後も、このようなケースは認められないとは思いますが、AIから得た発想を使用した特許の申請は増える可能性があるため、今後のAIの発展によっては状況が大きく変わるニュースだと感じた。